

# 市民税・都民税が 大きく変わります

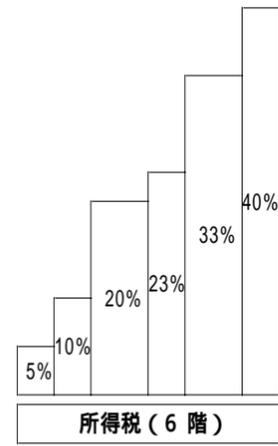
## 税源の移譲に伴う 税制改正

市民税課(田ひ内線1321)

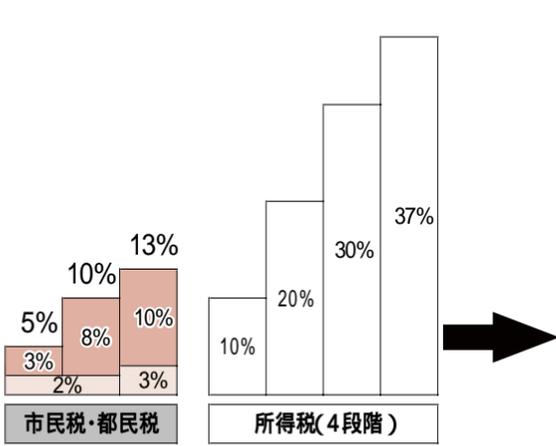
市民税・都民税(住民税)へ所得税から税源の移譲が行われます。より身近な行政サービスへ効率よく行えるよう、国から地方へ税源の移譲が行われます。

### 税制改正

とに進められてきた三位一体の改革により補助金の一部が廃止され、代わりに所得税の税額の一部を直接市民税・都民税に移し変えることとなりました。このことにより、地方団体が国に頼ることなく自主的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要な行政サービスを自らの責任でより効率的に行えるようになります。

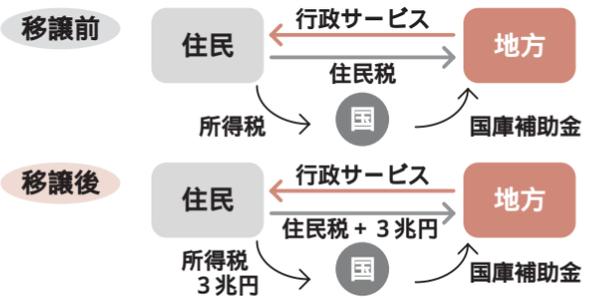


【税源移譲後】



【税源移譲前】

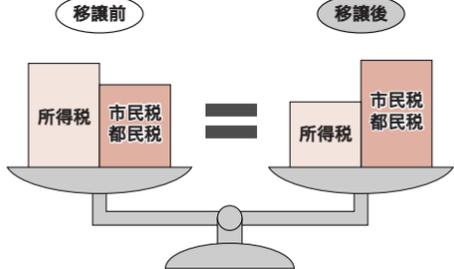
【別表1】



平成18年度までは経過措置として、市民税・都民税はそのまま、所得税の一部が所得税として市の歳入となっていました。平成19年度からは税源移譲が本格的に実施されることとなります。

市民税・都民税と所得税の税率が変わります。市民税・都民税の所得割の税率がこれまでの5割、10割、13割の3段階から一律の10割に変わります。ただし、それに対応して所得税の税率も変わります。その結果、市民税・都民税の税額が増えても個々の納税者の所得税と市民税・都民税を合計した税負担が基本的に変わらないよう配慮がされています。(別表3)税率は(別表2)を、税源移譲の前後で税負担がどう変わるかについては下表(別表4)をご覧ください。

【別表3】



平成19年度の税制改正の影響は、市民税・都民税に比べて、配偶者控除や扶養控除、基礎控除などの控除額に違いがあり、所得税よりも控除額が少なくなっています。市民税・都民税の税率が5割から10割に変わる方は差額部分が増えるため、その部分に対する調整控除を設けて負担増とならないように減額します。詳しくは市民税課(田ひ内線1321)。

ついで平成19年度から、所得税は19年分からになります。実際には、それぞれの納付方法により税制改正の影響が出る時期に違いがあります。

①給与所得者等 サラリーマンのように、毎月の給料から所得税を天引きされている方の所得税が平成19年1月分から、市民税・都民税は平成19年6月分からの変更となるため、多くの場合、税負担の減少が先に表れます。

②年金を受給されている方 年金から所得税が源泉徴収されている方は平成19年2月に支払われる年金から、市民税・都民税は給与所得者等と同じで平成19年6月からの変更となるため、多くの場合、税負担の減少が先に表れます。

③事業をされている方等 市・都民税が平成19年6月から、所得税は平成20年の3月の確定申告により税率の変更が適用されるため、多くの場合、税負担の増加が先に表れます。

その他の税制改正 市民税・都民税の定率減税が平成19年度から廃止となります。

なお、所得税については、18年分から縮小され、(所得税額の10割で12万5千円を限度)19年分の所得税より廃止となります。

65歳以上の方の非課税措置廃止に伴う経過措置 平成17年1月1日現在65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する経過措置が平成19年度も引き続き行われます。平成19年度は市民税・都民税の年税額の3分の1相当を減額しての課税となります(均等割は市民税2千円、都民税600円)。

## 税率および税源の移譲前後での税額変動のモデルケース

【給与の収入の方の場合】

【例1】 給与の年収が300万円の場合	税源移譲前(単位:円)			税源移譲後(単位:円)		
	所得税	市・都民税	合計	所得税	市・都民税	合計
控除対象配偶者あり 扶養(子2人)あり	0	9,000	9,000	0	9,000	9,000
単身者	124,000	64,500	188,500	62,000	126,500	188,500

【例2】 給与の年収が500万円の場合	税源移譲前(単位:円)			税源移譲後(単位:円)		
	所得税	市・都民税	合計	所得税	市・都民税	合計
控除対象配偶者あり 扶養(子2人)あり	119,000	76,000	195,000	59,500	135,500	195,000
単身者	258,000	163,000	421,000	160,500	260,500	421,000

【年金収入の方の場合】

【例3】 年金収入が250万円 で65歳以上の方の場合	税源移譲前(単位:円)			税源移譲後(単位:円)		
	所得税	市・都民税	合計	所得税	市・都民税	合計
控除対象配偶者あり	41,500	25,700	67,200	20,700	46,500	67,200
単身者	81,300	43,100	124,400	40,600	83,800	124,400

【例4】 年金収入が300万円 で65歳以上の方の場合	税源移譲前(単位:円)			税源移譲後(単位:円)		
	所得税	市・都民税	合計	所得税	市・都民税	合計
控除対象配偶者あり	88,000	49,000	137,000	44,000	93,000	137,000
単身者	127,800	66,400	194,200	63,900	130,300	194,200

例1・2の①で2人の子のうち、1人は特定扶養親族に該当するものとします。例1~4には全て一定の社会保険料の支払いがあったものとして計算しており、市民税・都民税均等割額は含まれていません。上記は、税源移譲による負担変動を示すものです。このほか平成19年分所得税、平成19年度市民税・都民税から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。

子育て支援計画の見直しを行います  
見直し計画案に対する  
ご意見を募集します

「西東京市子育て・子育てワイワイプラン(子育て支援計画)」は平成16年に策定し、今年で3年を経過することから計画の見直しを行います。この計画案に対するパブリックコメント(市民意見提出手続き)を実施します。市が今後取り組む子育て支援について、ご意見をお聞かせください。  
なお、この計画案の全文は、両庁舎1階の情報公開コーナー、市ホームページでご覧になれます。  
対象 市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する法人その他団体  
意見の提出方法・提出先 次のいずれかの方法で、住所・氏名・対象案件名(子育て支援計画)を必ず明記して、提出してください。  
直接または郵送(〒188-8666 西東京市役所田無庁舎子育て支援課) ファクス(☎466-9666) 電子メール(市ホームページから)  
住所・氏名については公表しません。匿名意見は受け付けませんので、必ずご記入ください。  
募集期間 1月19日(金)~2月5日(月)  
検討結果の公表 3月(予定)  
見直し(中期)計画における重点的な取り組み(要点)  
1 子どもの権利条約の重要性の認識と条例策定  
2 子育て事業・子ども事業に関する市民参加・子ども参加の充実  
3 児童館・小学校・中学校の連携による地域における子どもの居場所の充実  
4 若者(青年)支援の充実  
(3面下に続く)